

## **[事案 29-226] 契約解除無効請求**

・平成 30 年 4 月 27 日 和解成立

### **<事案の概要>**

代理店の募集人による告知妨害・不告知教唆があったこと等を理由に、契約の解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 5 月に契約した医療保険に基づき、糖尿病による平成 29 年 2 月から同年 3 月までの入院について入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約の解除を取り消して給付金を支払ってほしい。または既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時には、医師から病名を告げられておらず、自分が糖尿病であるとの認識はなかった。
- (2) 契約時に、2 年ほど前に健康診断で血糖値が高かったため、通院し、投薬を受けていたことがあると募集人に伝えたが、募集人から「大きな病気はないですね」と言われ、告知書に病歴はなしと記入し、通院歴についても、「大きな病気はないので通院歴はなし」と記入するように促された。
- (3) 告知の要否について不安があったため、募集人に健康診断の結果の提出を申し出たが、健康診断結果は本契約の必要書類でないことから不要であると言われた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 24 年 7 月に糖尿病と診断され、医師から病名を告げられている。
- (2) 募集人は、申立人が通院し、投薬を受けていたことを聞いておらず、申立人が主張するような発言もしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったと認められる一方で、募集人による告知妨害や不告知教唆があったとは認められないが、以下の理由等から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人から健康診断結果の提出の申出を受け、これを断ったことは認めている。  
また、申立人から健康診断で血糖値に問題があり、一種の指導を受けたとか、5 日間分の薬を処方されたとかいうようなことは聞いたかもしれない、と認めている。
- (2) 本契約は、申立人が他社の保険を解約して乗り換えたものであるが、乗換えには、他社保険加入時には問題とならなかった治療歴が告知義務違反として問題となる可能性があるなどの不利益がある上、本契約が告知義務違反で解除されてしまうと、全く保障のない状態となってしまおうという危険がある。
- (3) 以上の事情からすると、募集人に告知受領権限はないが、募集人は、申立人に対して慎重

かつ正確に告知書に記入するように助言すべきであったといえる。